

旧 令和5年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和 5 年版</p> <p style="text-align: center;">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	<p style="text-align: center;">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和 6 年版</p> <p style="text-align: center;">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 連 絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>24. 電子納品</p> <p>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>37. 段階確認</p> <p>段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p>	<p style="text-align: center;">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 連 絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>24. 電子納品</p> <p>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>37. 段階確認</p> <p>段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>1-1-1-4 ワンデーレスポンス</p> <p>1. ワンデーレスポンス</p> <p>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</p> <p>ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p style="color: red;">フォントの整合</p> <p style="color: red;">フォントの整合</p> <p style="color: red;">フォントの整合</p> <p style="color: red;">土木工事共通仕様書に整合 以下項番繰り下がり</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>1-1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p> <p>1-1-1-13 調査試験に対する協力</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国営施第19号、国総公第252号）」による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p>	<p>1-1-1-11 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p> <p>1-1-1-14 調査試験に対する協力</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国営施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム（以下システムという）にて入力・登録しなければならない。</p> <p>ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>フォントの整合</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>1-1-1-14 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合。</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合。</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合。</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>1-1-1-15 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1-1-1-20 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5. 受領書の交付</p> <p>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>項番変更</p> <p>誤記修正</p> <p>フォントの整合</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p> <p>条文追加</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>6. 実施書の提出</p> <p>8. 建設発生土情報交換システム</p> <p>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</p> <p>1-1-1-21 工事完成検査</p> <p>7. 適用規定</p> <p>受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-1-24 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>9. 品質記録台帳</p> <p>受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(国土交通省 大臣官房技術調査課建設システム</p>	<p>8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>10. 実施書の提出</p> <p>12. 建設発生土情報交換システム</p> <p>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</p> <p>1-1-1-22 工事完成検査</p> <p>7. 適用規定</p> <p>受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-1-25 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>9. 品質記録台帳</p> <p>受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理</p>	<p>条文追加</p> <p>フォントの整合</p> <p>誤記修正 フォントの整合</p> <p>フォントの整合</p> <p>誤記修正 (空白)</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>管理企画室長通達、平成30年3月28日)に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。</p> <p>10. 工事情報共有化</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム (ASP) を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。</p> <p>11. 不具合等発生時の措置</p> <p>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>1-1-1-25 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-26 週休二日の対応</p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日確保し実施に努めなければならない。</p> <p>1-1-1-28 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達)、建設機械施工安全技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針 (一社) 日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針 (一社) 日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針 (一社) 日本海上起重技術協会」、JIS A 8972 (斜面・法面工事用仮設設備) を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>企画室長通達、平成30年3月28日)に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。</p> <p>10. 工事情報共有化</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム (ASP) を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。</p> <p>11. 不具合等発生時の措置</p> <p>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</p> <p>1-1-1-26 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-27 週休二日の対応</p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p> <p>1-1-1-29 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達)、建設機械施工安全技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針 (一社) 日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針 (一社) 日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針 (一社) 日本海上起重技術協会」、JIS A 8972 (斜面・法面工事用仮設設備) を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>土木工事共通仕様書に整合</p> <p>誤記修正</p> <p>フォントの整合</p> <p>フォントの整合</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>4. 使用する建設機械</p> <p>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>13. 安全教育・訓練等の記録</p> <p>受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>20. 不明の地下埋設物等の処置</p> <p>受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>21. 地下埋設物件等損害時の措置</p> <p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p>1-1-1-31 事故報告書</p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。</p> <p>1-1-1-35 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年3月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・</p>	<p>4. 使用する建設機械</p> <p>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>13. 安全教育・訓練等の記録</p> <p>受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>20. 不明の地下埋設物等の処置</p> <p>受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>21. 地下埋設物件等損害時の措置</p> <p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p>1-1-1-32 事故報告書</p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。</p> <p>1-1-1-35 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・</p>	<p>フォントの整合</p> <p>フォントの整合</p> <p>フォントの整合</p> <p>フォントの整合</p> <p>フォントの整合</p> <p>フォントの整合</p> <p>フォントの整合</p> <p>諸法令の改定にもなう</p>

旧 令和5年版

国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

14. 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年1月改正 政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪軸重	5.0t
最小回転半径	12.0m

1-1-1-36 諸法令の遵守

- (10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)
- (15) 道路交通法 (令和4年4月改正 法律第32号)
- (16) 道路運送法 (令和2年3月改正 法律第5号)
- (22) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号)
- (40) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号)

新 朱書き修正

国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

14. 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

1-1-1-37 諸法令の遵守

- (10) 健康保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和4年12月改正 法律第97号)
- (15) 道路交通法 (令和5年5月改正 法律第19号)
- (16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号)
- (22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号)
- (40) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号)

改定主旨・根拠

誤記修正

改正日等更新(以下同様)

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)	(41) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号)	
(43) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号)	(43) 建築基準法 (令和5年6月改正 法律第58号)	
(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	(63) 厚生年金保険法 (令和5年3月改正 法律第3号)	
(68) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号)	(68) 所得税法 (令和5年6月改正 法律第44号)	
(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	(70) 船員保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)	
(72) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号)	(72) 電波法 (令和4年12月改正 法律第93号)	
(78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)	誤記修正
(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)	(75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)	
(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	(76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)	
(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)	(80) 個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)	誤記修正
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号)	
(82) 電気用品安全法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(82) 電気用品安全法 (令和4年6月改正 法律第74号)	
(83) 電気工事士法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(83) 電気工事士法 (令和4年6月改正 法律第74号)	
(84) 有線電気通信法 (平成27年5月改正 法律第26号)	(84) 有線電気通信法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(85) 電気通信事業法 (令和2年5月改正 法律第30号)	(85) 電気通信事業法 (令和5年6月改正 法律第53号)	
(86) 放送法 (令和元年6月改正 法律第23号)	(86) 放送法 (令和5年6月改正 法律第40号)	
1-1-1-42 保険の付保及び事故の補償	1-1-1-43 保険の付保及び事故の補償	
6. 建設業退職金共済制度の履行	6. 建設業退職金共済制度の履行	
<p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。</p>	
		フォントの整合

旧 令和5年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

第2編 器具及び材料編

第1章 一般事項

第2節 器材の品質

6. 海外の建設資材の品質証明

表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)	
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	
3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	
	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	
4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	
5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	
6 プレストレスト コンクリート用鋼材	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	
	PC鋼棒	JIS G 3109	
	ピアノ線材	JIS G 3502	
	硬鋼線材	JIS G 3506	
7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	
	溶接金網	JIS G 3551	
	ひし形金網	JIS G 3552	
8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	
	H形鋼ぐい	JIS A 5526	
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	
	鋼管矢板	JIS A 5530	
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
	六角ボルト	JIS B 1180	
	六角ナット	JIS B 1181	
	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186	

第2編 器具及び材料編

第1章 一般事項

第2節 器材の品質

6. 海外の建設資材の品質証明

表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)	
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	
3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	
	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	
4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	
5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	
6 プレストレスト コンクリート用鋼材	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	
	PC鋼棒	JIS G 3109	
	ピアノ線材	JIS G 3502	
	硬鋼線材	JIS G 3506	
7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	
	溶接金網及び鉄筋格子	JIS G 3551	
	ひし形金網	JIS G 3552	
8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	
	H形鋼ぐい	JIS A 5526	
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	
	鋼管矢板	JIS A 5530	
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
	六角ボルト	JIS B 1180	
	六角ナット	JIS B 1181	
	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186	

誤記修正

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																		
<p style="text-align: center;">第3章 電気通信設備工事材料</p> <p>第2節 配管類</p> <p>2-3-2-2 線び及び付属品</p> <p>1. 金属線び及びその付属品は、経済産業省令で定める「電気用品の技術上の基準を定める省令」（平成25年7月1日、経済産業省令第34号）による。</p> <p>2. 屋内配線用合成樹脂線び（以下「合成樹脂線び」という。）及びその付属品は、表2-3-9に示す規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-3-9 合成樹脂線び及び付属品</p> <table border="1" data-bbox="154 724 1285 856"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合成樹脂線び</td> <td>JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び（樋）</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂線びの付属品</td> <td>電気用品の技術上の基準を定める省令</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3-2-3 特殊管</p> <p style="text-align: center;">表2-3-10 特殊管</p> <table border="1" data-bbox="154 1035 1285 1360"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心力鉄筋コンクリート管</td> <td>JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td> </tr> <tr> <td>ケーブルトラフ</td> <td>JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td> </tr> <tr> <td>多孔陶管</td> <td>JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書2「多孔陶管」</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン被覆鋼管</td> <td>JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 プルボックス</p> <p>2-3-4-1 プルボックス</p> <p>1. 鋼板製プルボックス（セパレータを含む。）は、以下によるものとする。</p> <p>(3) プルボックスのふたは、容易にはずれないように施設すること。 ま</p> <p>た、長辺が800mmを越えるふたは、一辺が800mm以下となるように分割し、ふたを取り付ける開口部は、等辺山形鋼で補強すること。</p>	呼 称	規 格	合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び（樋）	合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令	呼 称	規 格	遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	多孔陶管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書2「多孔陶管」	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管	ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管	<p style="text-align: center;">第3章 電気通信設備工事材料</p> <p>第2節 配管類</p> <p>2-3-2-2 線び及び付属品</p> <p>金属線び及びその付属品は、経済産業省令で定める「電気用品の技術上の基準を定める省令」（平成25年7月1日、経済産業省令第34号）による。</p> <p>2-3-2-3 特殊管</p> <p style="text-align: center;">表2-3-10 特殊管</p> <table border="1" data-bbox="1424 1035 2555 1360"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心力鉄筋コンクリート管</td> <td>JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td> </tr> <tr> <td>ケーブルトラフ</td> <td>JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td> </tr> <tr> <td>多孔陶管</td> <td>JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書2「多孔陶管」</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼鋼管</td> <td>JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン被覆鋼管</td> <td>JIS G 3477 ポリエチレン被覆鋼管</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 プルボックス</p> <p>2-3-4-1 プルボックス</p> <p>1. 鋼板製プルボックス（セパレータを含む。）は、以下によるものとする。</p> <p>(3) プルボックスのふたは、容易にはずれないように施設すること。 ま</p> <p>た、長辺が800mmを越えるふたは、一辺が800mm以下となるように分割し、ふたを取り付ける開口部は、等辺山形鋼で補強すること。</p>	呼 称	規 格	遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	多孔陶管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書2「多孔陶管」	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管	ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3477 ポリエチレン被覆鋼管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管	<p>合成樹脂線びの削除（電技削除）</p> <p>規格番号変更</p> <p>誤記修正</p>
呼 称	規 格																																			
合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び（樋）																																			
合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令																																			
呼 称	規 格																																			
遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品																																			
ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品																																			
多孔陶管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書2「多孔陶管」																																			
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管																																			
ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管																																			
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管																																			
呼 称	規 格																																			
遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品																																			
ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品																																			
多孔陶管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書2「多孔陶管」																																			
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管																																			
ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3477 ポリエチレン被覆鋼管																																			
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管																																			

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>第7節 照明器具</p> <p>2-3-7-3 道路用照明器具</p> <p>3. 光源・安定器</p> <p>(2) 高圧水銀ランプは、JIS C 7604（高圧水銀ランプ-性能規定）の規定による。</p> <p>(6) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604（高圧水銀ランプ-性能規定）及びJIS C 7621（高圧ナトリウムランプ-性能仕様）、JIS C 7623（メタルハライドランプ-性能仕様）に定められた事項を表示する。</p> <p>2-3-7-4 トンネル用照明器具</p> <p>2. 構造</p> <p>(3) プレス加工器具枠なし本体の塗装は、塗装前処理（脱脂処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。</p> <p>アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理（アルマイト処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。</p> <p>なお、内面への塗装付着については、特に規定しないものとする。塗装色は、マンセルN7とする。</p> <p>第12節 外線材料</p> <p>2-3-12-4 がいし及びがい管類</p> <p>がいし及びがい管類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。</p>	<p>第7節 照明器具</p> <p>2-3-7-3 道路用照明器具</p> <p>3. 光源・安定器</p> <p>(5) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7621（高圧ナトリウムランプ-性能仕様）及びJIS C 7623（メタルハライドランプ-性能仕様）に定められた事項を表示する。</p> <p>2-3-7-4 トンネル用照明器具</p> <p>2. 構造</p> <p>(3) プレス加工器具枠なし本体の塗装は、塗装前処理（脱脂処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。</p> <p>アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理（アルマイト処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。</p> <p>第12節 外線材料</p> <p>2-3-12-4 がいし及びがい管類</p> <p>がいし及びがい管類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。</p>	<p>水銀使用禁止により削除</p> <p>一部条文削除</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																																				
<p>表2-3-14 がいし及びびがい管類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧 ピンがいし</td> <td>JIS C 3821 高圧ピンがいし</td> </tr> <tr> <td>高圧がい管</td> <td>JIS C 3824 高圧がい管</td> </tr> <tr> <td>高圧耐張がいし</td> <td>JIS C 3826 高圧耐張がいし</td> </tr> <tr> <td>玉がいし</td> <td>JIS C 3832 玉がいし</td> </tr> <tr> <td>低圧ピンがいし</td> <td>JIS C 3844 低圧ピンがいし</td> </tr> <tr> <td>低圧引留がいし</td> <td>JIS C 3845 低圧引留がいし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3編 電気通信設備工事共通編 第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>3-1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>3. 工事費構成書</p> <p>受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヶ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。</p> <p>3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等</p> <p>7. 段階確認の臨場</p> <p style="text-align: center;">表3-1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)</td> <td>(上記受変電設備工及び電源設備工を準用する)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	高圧 ピン がいし	JIS C 3821 高圧ピンがいし	高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管	高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし	玉がいし	JIS C 3832 玉がいし	低圧ピンがいし	JIS C 3844 低圧ピンがいし	低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし	区分	種 別	細 別	確 認 時 期	電気設備					揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	(上記受変電設備工及び電源設備工を準用する)		<p>表2-3-14 がいし及びびがい管類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧 ピンがいし</td> <td>JIS C 3821 高圧ピンがいし</td> </tr> <tr> <td>高圧がい管</td> <td>JIS C 3824 高圧がい管</td> </tr> <tr> <td>高圧耐張がいし</td> <td>JIS C 3826 高圧耐張がいし</td> </tr> <tr> <td>玉がいし</td> <td>JIS C 3832 玉がいし</td> </tr> <tr> <td>低圧ピンがいし</td> <td>JIS C 3844 低圧ピンがいし</td> </tr> <tr> <td>低圧引留がいし</td> <td>JIS C 3845 低圧引留がいし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3編 電気通信設備工事共通編 第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>3-1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>3. 工事費構成書</p> <p>受注者は、請負代金額内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。</p> <p>3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等</p> <p>7. 段階確認の臨場</p> <p style="text-align: center;">表3-1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	高圧 ピン がいし	JIS C 3821 高圧ピンがいし	高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管	高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし	玉がいし	JIS C 3832 玉がいし	低圧ピンがいし	JIS C 3844 低圧ピンがいし	低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし	区分	種 別	細 別	確 認 時 期	電気設備					揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	設置位置	設置位置墨だし時	<p>誤記修正</p> <p>土木工事共通仕様書と整合</p> <p>記載の明確化</p>
呼 称	規 格																																																					
高圧 ピン がいし	JIS C 3821 高圧ピンがいし																																																					
高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管																																																					
高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし																																																					
玉がいし	JIS C 3832 玉がいし																																																					
低圧ピンがいし	JIS C 3844 低圧ピンがいし																																																					
低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし																																																					
区分	種 別	細 別	確 認 時 期																																																			
電気設備																																																						
	揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	(上記受変電設備工及び電源設備工を準用する)																																																				
呼 称	規 格																																																					
高圧 ピン がいし	JIS C 3821 高圧ピンがいし																																																					
高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管																																																					
高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし																																																					
玉がいし	JIS C 3832 玉がいし																																																					
低圧ピンがいし	JIS C 3844 低圧ピンがいし																																																					
低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし																																																					
区分	種 別	細 別	確 認 時 期																																																			
電気設備																																																						
	揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	設置位置	設置位置墨だし時																																																			

旧 令和5年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠																																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">通信設備</td> </tr> <tr> <td>衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>有線通信設備工</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>トンネル防災設備工 (付属設備操作制御装置)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> </table>			通信設備			衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置	設置位置墨だし時	有線通信設備工	設置位置	設置位置墨だし時	トンネル防災設備工 (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時	ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置)	設置位置	設置位置墨だし時	施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置墨だし時	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">通信設備</td> </tr> <tr> <td>衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>有線通信設備工 (統合IPネットワーク装置) (光ファイバ線路監視装置)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>トンネル防災設備工 (トンネル監視制御装置) (付属設備操作制御装置)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置) (緊急放送装置)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (強震計測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> </table>			通信設備			衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備)	設置位置	設置位置墨だし時	有線通信設備工 (統合IPネットワーク装置) (光ファイバ線路監視装置)	設置位置	設置位置墨だし時	トンネル防災設備工 (トンネル監視制御装置) (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時	ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置) (緊急放送装置)	設置位置	設置位置墨だし時	施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (強震計測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置墨だし時	<p>設備抜け修正</p>
通信設備																																										
衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置	設置位置墨だし時																																								
有線通信設備工	設置位置	設置位置墨だし時																																								
トンネル防災設備工 (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時																																								
ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置)	設置位置	設置位置墨だし時																																								
施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置墨だし時																																								
通信設備																																										
衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備)	設置位置	設置位置墨だし時																																								
有線通信設備工 (統合IPネットワーク装置) (光ファイバ線路監視装置)	設置位置	設置位置墨だし時																																								
トンネル防災設備工 (トンネル監視制御装置) (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時																																								
ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置) (緊急放送装置)	設置位置	設置位置墨だし時																																								
施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (強震計測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置墨だし時																																								
<h3>第3章 設備の耐震基準</h3> <h4>第1節 設備の耐震据付基準</h4> <p>3-3-1-1 耐震施工</p> <p>(2) 機器の固定</p> <p>2) ボルト類の選定</p> <p>耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書(電気通信工事編)に定めるコンクリート強度：Fc=18N/mm²を用いることができるものとする。</p>			<h3>第3章 設備の耐震基準</h3> <h4>第1節 設備の耐震据付基準</h4> <p>3-3-1-1 耐震施工</p> <p>(2) 機器の固定</p> <p>2) ボルト類の選定</p> <p>耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書(電気工事編)に定めるコンクリート強度：Fc=18N/mm²を用いることができるものとする。</p>			<p>誤記修正</p>																																				

旧 令和5年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

3-3-1-2 耐震据付設計基準

3-3-1-2 耐震据付設計基準

1. 適用

1. 適用

(6) 地表の基礎に設置する電気通信設備

(6) 地表の基礎に設置する電気通信設備

ただし、(1)、(2)、(4)で規定する範囲を超える場合、及び表3-3-4に示す以外の電気通信設備を設置する場合は事前に監督職員と協議するものとする。

ただし、(1)、(2)、(4)で規定する範囲を超える場合、及び表3-3-4に示す以外の電気通信設備を設置する場合は事前に監督職員と協議するものとする。

なお、**火災検知器、押ボタン式通報装置、誘導表示板、非常電話案内板、通報装置説明板、非常電話収納箱（壁掛型）、非常電話表示灯**は適用範囲外とする。

なお、**表3-3-1に示す機器**は適用対象外とする。

条文整理

3. 電気通信設備の据付

3. 電気通信設備の据付

表3-3-3 通信用鉄塔等に設置される電気通信設備の据付設計水平及び鉛直入力加速度 K_{SH} 、 K_{SV} （重心位置に加わる加速度）

表3-3-3 通信用鉄塔等に設置される電気通信設備の据付設計水平及び鉛直入力加速度 K_{SH} 、 K_{SV} （重心位置に加わる加速度）

単位：m/s²

単位：m/s²

	重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く）		重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備 塔上機器及び空中線装置	
	水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}
建屋屋上及び塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔	49.0	9.8	39.2	7.84
	×機器応答倍率			
地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔	24.5	9.8	19.6	7.84
	×機器応答倍率			
地上高さ10m以下の鋼管支柱	19.6	9.8	15.7	7.84
	×機器応答倍率			

	重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く）		重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備 塔上機器及び空中線装置	
	水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}
建屋屋上及び塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔	49.0	9.80	39.2	7.84
	×機器応答倍率			
地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔	24.5	9.80	19.6	7.84
	×機器応答倍率			
地上高さ10m以下の鋼管支柱	19.6	9.80	15.7	7.84
	×機器応答倍率			

・建屋及び地表面の鉛直入力加速度は表3-3-2 に準じる。

・建屋及び地表面の鉛直入力加速度は表3-3-2 に準じる。

有効桁の整合

第4章 共通設備工

第4章 共通設備工

第2節 適用すべき諸基準

第2節 適用すべき諸基準

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和5年3月）</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年10月）</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月）</p>	<p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和6年3月）</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年12月）</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（令和5年12月）</p>	
<p>第3節 一般事項</p> <p>3-4-3-3 各種設備等の据付</p> <p>1. 受注者は、各種設備等の据付にあたっては、設計図書によるほか、以下の事項によるものとし、施工前に各設備の据付に関する第3編第3章設備の耐震基準の規定による強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。</p> <p>(3) 卓上装置等の据付</p> <p>1) 地震時に、卓上装置や端末設備等が水平移動または卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定するものとする。</p> <p>2) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために耐震用品等で固定するものとし、卓の脚はスラブ（耐震施工がされているフリーアクセスの場合はフリーアクス）に固定する。</p> <p>(4) 19インチ汎用ラック</p> <p>本条1項（1）自立型装置及び上下固定型装置の据付の規定に示す「自立型装置」に準じる。</p> <p>3-4-3-4 各種設備の落下防止</p> <p>2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。</p> <p>ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤロープ等による対策は求めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCTV設備 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備 	<p>第3節 各種設備に関する一般事項</p> <p>3-4-3-3 各種設備等の据付</p> <p>1. 受注者は、各種設備等の据付にあたっては、設計図書によるほか、以下の事項によるものとし、施工前に各設備の据付に関する第3編第3章設備の耐震基準の規定による強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。</p> <p>(3) 卓上装置等の据付</p> <p>1) 地震時に、卓上装置や端末設備等が水平移動または卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定するものとする。</p> <p>2) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために耐震用品等で固定するものとし、卓の脚はスラブ（耐震施工がされているフリーアクセスの場合はフリーアクセス）に固定する。</p> <p>(4) 19インチ汎用ラックの据付</p> <p>19インチ汎用ラックの据付は、（1）に示す「自立型装置」に準じる。</p> <p>3-4-3-4 各種設備の落下防止</p> <p>2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCTV設備 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備 <p>ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤロープ等による対策は求めない。</p>	<p>対象の明確化</p> <p>誤記修正</p> <p>条文整理</p> <p>対象設備の明確化</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																			
<p>「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場所が一般の立ち入りを制限した場所以外をいう。</p> <p>第4節 共通事項</p> <p>3-4-4-1 防火区画等の貫通</p> <p>1. 金属管が防火区画または防火上主要な間仕切り（以下「防火区画等」という。）を貫通する場合は、以下のいずれかによる。</p> <p>(3) 金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、その上をモルタルで押えるものとする。</p> <p>3-4-4-4 器材の落下防止</p> <p>3. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。</p> <p>なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場所が一般の立ち入りを制限した場所以外をいう。</p> <p>5. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 3-4-2 あと施工アンカーボルトの落下防止対策</p> <table border="1" data-bbox="1448 604 2534 1033"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>落下対策の処置</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">CCTV 設備</td> <td>本体の固定方法</td> <td>二重落下防止</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>落下防止用ワイヤロープの固定方法</td> <td>問わない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トンネル照明設備</td> <td>本体の固定方法</td> <td>二重落下防止</td> </tr> <tr> <td>落下防止用ワイヤロープの固定方法</td> <td>問わない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路照明設備 (ポール照明)</td> <td>本体の固定方法</td> <td>貫通ボルト及び落下防止用ワイヤロープによる。</td> </tr> <tr> <td>落下防止用ワイヤロープの固定方法</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(二重落下防止の対策が施されたボルトナット:「二重落下防止」と略する。)</p> <p>第4節 機材に関する一般事項</p> <p>3-4-4-1 防火区画等の貫通</p> <p>1. 金属管が防火区画または防火上主要な間仕切り（以下「防火区画等」という。）を貫通する場合は、以下のいずれかによる。</p> <p>(3) 金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、その上をモルタルで押える。</p> <p>3-4-4-4 器材の落下防止</p> <p>3. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。</p> <p>なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	設備名	落下対策の処置	適用	CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止		落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない	トンネル照明設備	本体の固定方法	二重落下防止	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない	道路照明設備 (ポール照明)	本体の固定方法	貫通ボルト及び落下防止用ワイヤロープによる。	落下防止用ワイヤロープの固定方法	該当なし	<p>改定主旨・根拠</p> <p>適材箇所へ表移動</p> <p>対象の明確化</p> <p>誤記修正</p>
設備名	落下対策の処置	適用																			
CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止																			
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない																			
トンネル照明設備	本体の固定方法	二重落下防止																			
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない																			
道路照明設備 (ポール照明)	本体の固定方法	貫通ボルト及び落下防止用ワイヤロープによる。																			
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	該当なし																			

旧 令和5年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

表 3-4-2 あと施工アンカーボルトの落下防止対策

設備名	落下対策の処置	適用
CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない
トンネル照明設備	本体の固定方法	二重落下防止
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない
道路照明設備 (ポール照明)	本体の固定方法	貫通ボルト及び落下防止用ワイヤロープによる。
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	該当なし
器材	器材の固定方法	二重落下防止

(二重落下防止の対策が施されたボルトナット：「二重落下防止」と略する。)

3-4-3-4へ表移動

3-4-5-2 屋内露出配管

1. 金属管配管

(3) 管の接続

4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-3に示す軟銅線を使用する。ただし、低圧電動機に至る配管に施すボンディングの接続線は、表3-4-3でもよいものとする。

3-4-5-3 屋外露出配管

2. 合成樹脂管配管

3-4-5-5 屋内配線

1. 一般事項

(1) 低圧屋内配線が合成樹脂線ぴ配線、合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ぴ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線またはケーブル配線の場合は、弱電流電線または光ケーブル（以下「弱電流電線等」という。）、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。

(2) 低圧屋内配線を合成樹脂線ぴ配線、合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ぴ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、

3-4-5-2 屋内露出配管

1. 金属管配管

(3) 管の接続

4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-3に示す軟銅線を使用する。ただし、低圧電動機に至る配管に施すボンディングの接続線は、表3-4-4でもよいものとする。

3-4-5-3 屋外露出配管

2. 合成樹脂管配管

3-4-5-5 屋内配線

1. 一般事項

(1) 低圧屋内配線が合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ぴ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線またはケーブル配線の場合は、弱電流電線または光ケーブル（以下「弱電流電線等」という。）、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。

(2) 低圧屋内配線を合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ぴ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線ま

誤記修正

フォント整合

合成樹脂線ぴの削除（電技削除）

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>フロアダクト配線またはセルラダクト配線により施設する場合は、電線と弱電流電線とを同一の管、線び、ダクト若しくはこれらの付属品またはプルボックスの中に施設してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>第6節 配線器具設置工</p> <p>3-4-6-1 ダクト取付</p> <p>5. 合成樹脂線び</p> <p>(1) 線びの敷設</p> <p>1) 線びのベースは、造営材に0.5m以下の間隔でねじ止めとするか、または接着材、その他の方法で取付けるものとする。ただし、端部、突合せ部または器具取付け部分では、0.1m以下の間隔で2箇所ねじ止めとする。</p> <p>2) 線びの終端部は閉そくすること。</p> <p>(2) 線びの接続</p> <p>1) 線び及び付属品は、相互にすき間なく接続すること。</p> <p>2) 隅部分の接続は、突合せ法とする。</p> <p>第7節 通信配線工</p> <p>3-4-7-1 給電線敷設</p> <p>1. 導波管の敷設</p> <p>(3) 導波管のフランジ接続は、ロックピン等を使用し、ズレが起らないようにして正確に接続すること。</p> <p>なお、結合用ねじは、真ちゅうまたはステンレス製とする。</p> <p>(7) 導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあつては1.5m以下とし、12GHz帯にあつては1m以下とする。ただし、導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあつては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側とする。</p> <p>2. 長尺可とう導波管、だ円導波管などの敷設</p> <p>(1) 長尺可とう導波管、だ円導波管などを使用する範囲は、空中線端子</p>	<p>たはセルラダクト配線により施設する場合は、電線と弱電流電線とを同一の管、線び、ダクト若しくはこれらの付属品またはプルボックスの中に施設してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>第6節 配線器具設置工</p> <p>3-4-6-1 ダクト取付</p> <p>第7節 通信配線工</p> <p>3-4-7-1 給電線敷設</p> <p>1. 導波管の敷設</p> <p>(3) 導波管のフランジ接続は、ロックピン等を使用し、ズレが起らないようにして正確に接続すること。</p> <p>なお、結合用ねじは、真ちゅう製又はステンレス製とする。</p> <p>(7) 導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあつては1.5m以下とし、12GHz帯にあつては1m以下とする。ただし、方形導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあつては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側とする。</p> <p>2. 長尺可とう導波管、だ円導波管などの敷設</p> <p>(1) 長尺可とう導波管、だ円導波管などを使用する範囲は、空中線のフ</p>	<p>合成樹脂線びの削除（電技削除）</p> <p>条文修正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>から気密窓導波管までとする。</p> <p>3. 同軸管の敷設</p> <p>(1) 同軸管の敷設は、本条1項(9)～(11)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>3) 同軸管と無線機空中線端子の接続は、適合するコネクタにより行うが、曲げ半径及び無線機空中線端子コネクタなどの関係で、サイズを細くしまたは異種ケーブルを使用する場合は、適合するケーブルに変換して行うものとする。</p> <p>なお、変換を通信機械室内で行う場合は、無線機架上付近で行い、屋外空中線付近で行う場合は、点検の容易な箇所とし、その処理方法は、以下によるものとする。</p> <p>同軸管の相互接続及び端末は、フランジ、カップリングまたはコネクタを用いて行うものとする。</p> <p>3-4-7-3 通信架空配線</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 架空電線の高さ</p> <p>3) 架空電線が鉄道または軌道を横断するときは、軌条面から6m以上(車両の運行に支障を及ぼす恐れがない高さが、6mより低い場合はその高さ)であること。</p> <p>3-4-7-5 UTPケーブル敷設</p> <p>5. UTPケーブル端末処理</p> <p>(5) 対の割り当ては、JIS X 5150 (構内情報配線システム)による。</p> <p>(7) フロア配線盤から通信アウトレットまでのリンク性能は、要求されるクラスにおけるJIS X 5150 (構内情報配線システム)のパーマネントリンクの性能を満足するものとする。</p> <p>第8節 光ケーブル敷設工</p> <p>3-4-8-5 光ケーブル架空配線</p> <p>光ケーブル架空配線の敷設にあたっては、第3編3-4-5-7 架空配線1項の規定によるほか、以下によるものとする。</p>	<p>レンジから気密窓導波管までとする。</p> <p>3. 同軸管の敷設</p> <p>(1) 同軸管の敷設は、本条1項(9)～(11)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>3) 同軸管と無線機の空中線端子の接続は、適合するコネクタにより行うが、曲げ半径及び無線機の空中線端子コネクタなどの関係で、サイズを細くしまたは異種ケーブルを使用する場合は、適合するケーブルに変換して行うものとする。</p> <p>なお、変換を通信機械室内で行う場合は、無線機架上付近で行い、空中線付近で行う場合は、点検の容易な箇所とし、その処理方法は、以下によるものとする。</p> <p>同軸管の相互接続及び端末処理は、フランジ、カップリングまたはコネクタを用いて行うものとする。</p> <p>3-4-7-3 通信架空配線</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 架空電線の高さ</p> <p>3) 架空電線が鉄道または軌道を横断するときは、軌条面から6m(車両の運行に支障を及ぼす恐れがない高さが、6mより低い場合はその高さ)以上であること。</p> <p>3-4-7-5 UTPケーブル敷設</p> <p>5. UTPケーブル端末処理</p> <p>(5) 対の割り当ては、JIS X 5150-1 (汎用情報配線設備－第1部：一般要件)による。</p> <p>(7) フロア配線盤から通信アウトレットまでのリンク性能は、要求されるクラスにおけるJIS X 5150-1 (汎用情報配線設備－第1部：一般要件)のパーマネントリンクの性能を満足するものとする。</p> <p>第8節 光ケーブル敷設工</p> <p>3-4-8-5 光ケーブル架空配線</p> <p>光ケーブル架空配線の敷設にあたっては、第3編3-4-5-7 架空配線1項の規定によるほか、以下によるものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>誤記修正</p> <p>規格名称変更</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠												
<p>(1) 光ケーブルの敷設において、他の架空配線及び建造物との離隔距離は、第3編3-4-8-2 光ケーブル地中配線 (1) に準じるものとする。</p> <p>3-4-8-6 光ケーブル接続</p> <p>1. 光ケーブルの心線部の接続は、所定の接続材料（または接続箱）を使用し、光ケーブルを確実に固定するものとする。</p> <p>2. 光ケーブル成端 光ケーブルの成端は、以下によるものとする。 なお、光ケーブルの心線接続は前項によるものとする。</p> <p>(1) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、成端箱を設けて箱内で外被を固定し、前項に記したとおり、機械的な強度を保つように施工する。 なお、機器の内部に接続箱などの施設がある場合、直接引き入れて同様に成端すること。</p> <p>(2) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、コネクタ付き光ファイバコードを用いて接続すること。</p> <p>3. 光ケーブルの測定及び試験</p> <p>第10節 プルボックス設置工</p> <p>3-4-10-2 アウトレットボックス設置</p> <p>1. 金属管用</p> <p>(4) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表3-4-10及び表3-4-11に示すボックス以上のものとする。 なお、取付け場所の状況により、同容積以上のボックスとしてもよい。</p> <p>表 3-4-10 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分</p> <table border="1" data-bbox="172 1703 1270 1856"> <thead> <tr> <th>取付位置</th> <th>配管状況</th> <th>ボックスの種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井 スラブ内</td> <td>(22) または (E25) 以下の配管4本以下</td> <td>中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75</td> </tr> </tbody> </table>	取付位置	配管状況	ボックスの種別	天井 スラブ内	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75	<p>(1) 光ケーブルの敷設において、他の架空配線及び建造物との離隔距離は、第3編3-4-7-3 通信架空配線に準じるものとする。</p> <p>3-4-8-6 光ケーブル接続</p> <p>1. 光ケーブル心線部の接続 心線部の接続は、所定の接続材料（または接続箱）を使用し、光ケーブルを確実に固定するものとする。</p> <p>2. 光ケーブル成端 光ケーブルの成端は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、成端箱を設けて箱内で外被を固定し、前項に記したとおり、機械的な強度を保つように施工する。 なお、機器の内部に接続箱などの施設がある場合、直接引き入れて同様に成端すること。</p> <p>(2) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、コネクタ付き光ファイバコードを用いて接続すること。</p> <p>3. 光ケーブルの測定及び試験</p> <p>第10節 プルボックス設置工</p> <p>3-4-10-2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置</p> <p>1. 金属管用</p> <p>(4) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表3-4-10及び表3-4-11に示すボックス以上のものとする。 なお、取付け場所の状況により、同容積以上のプルボックスとしてもよい。</p> <p>表 3-4-10 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分</p> <table border="1" data-bbox="1442 1713 2540 1866"> <thead> <tr> <th>取付位置</th> <th>配管状況</th> <th>ボックスの種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井 スラブ内</td> <td>(22) または (E25) 以下の配管4本以下</td> <td>中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75</td> </tr> </tbody> </table>	取付位置	配管状況	ボックスの種別	天井 スラブ内	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75	<p>誤記修正</p> <p>フォントの整合</p> <p>誤記修正（不要）</p> <p>誤記修正（空白）</p> <p>フォントの整合</p> <p>名称整理</p> <p>誤記修正</p>
取付位置	配管状況	ボックスの種別												
天井 スラブ内	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75												
取付位置	配管状況	ボックスの種別												
天井 スラブ内	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75												

旧 令和5年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
天井スラブ以外 (床を含む)		(22) または (E25) 以下の配管5本以下	大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75			(22) または (E25) 以下の配管5本以下	大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75	誤記修正
		(28) または (E31) 以下の配管4本以下	大形四角コンクリートボックス54			(28) または (E31) 以下の配管4本以下	大形四角コンクリートボックス54	
	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44	天井スラブ以外 (床を含む)	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44	
		連用スイッチ6個以下 連用スイッチ9個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44 3個用スイッチボックス			連用スイッチ6個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44	
		連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス			連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス	
	照明器具用、コンセント用位置ボックスなど	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角アウトレットボックス44	照明器具用、コンセント用位置ボックスなど	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角アウトレットボックス44		
		(22) または (E25) 以下の配管5本以下	大形四角アウトレットボックス44		(22) または (E25) 以下の配管5本以下	大形四角アウトレットボックス44		
		(28) または (E31) の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス54		(28) または (E31) の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス54		

第15節 雷保護設備工

3-4-15-1 雷保護システム (LPS) 設置

2. 外部雷保護システム

(3) 接地極システムの埋設

- 1) 接地極は、地下0.75m以上の深さに埋設すること。
- 2) 接地極に銅板を使用する場合は、t1.5mm×900mm×900mm以上の銅板とし、引下げ導線と接地極との接続は、黄銅ろう付け、テルミット法による接続とする。
なお、銅板を設置した後は、土を固く突固め地面をもとに復旧する。

第15節 雷保護設備工

3-4-15-1 雷保護システム (LPS) 設置

2. 外部雷保護システム

(3) 接地極システムの埋設

- 1) 接地極は、地下0.75m以上の深さに埋設すること。
- 2) 接地極に銅板を使用する場合は、t1.5mm×900mm×900mm以上の銅板とし、引下げ導線と接地極との接続は、黄銅ろう付け、テルミット法による接続とする。
なお、銅板を設置した後は、土を固く突固め地面をもとに復旧する。

誤記修正 (空白)

旧 令和5年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

第16節 接地設置工

第16節 接地設置工

3-4-16-3 B種接地工事の電気工作物

3-4-16-3 B種接地工事の電気工作物

1. 高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の、**低圧側中性点**。ただし、低圧電路の使用電圧が**300V以下**の場合において、変圧器の構造または配電方式により、変圧器の中性点に施工できない場合は、低圧側の一端子とする。

1. 高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の**低圧側中性点**。ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合において、変圧器の構造または配電方式により、変圧器の中性点に施工できない場合は、低圧側の一端子とする。

表3-4-13 B種接地工事の接地線の太さ

変 圧 器 1 相 分			接地線の太さ
100V級	200V級	400V級	
5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm ² 以上
10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm ² 以上
20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm ² 以上
40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm ² 以上
60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm ² 以上
75kVA以下	150kVA以下	300kVA以下	60mm² 以上
100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm ² 以上
175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm ² 以上

表 3-4-13 B種接地工事の接地線の太さ

変 圧 器 1 相 分			接地線の太さ (銅線)
100V級	200V級	400V級	
5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm ² 以上
10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm ² 以上
20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm ² 以上
40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm ² 以上
100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm ² 以上
175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm ² 以上

誤記訂正

条文整理
(75kVAは100kVAに包含される)

第4編 電気設備編

第4編 電気設備編

第1章 総 則

第1章 総 則

第2節 適用すべき諸基準

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

- 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)
(令和**5年**3月)
- 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令
(令和4年**10月**)
- 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (平成**30年10月**)

- 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)
(令和**6年**3月)
- 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令
(令和4年**12月**)
- 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (令和**5年12月**)
- 経済産業省 **発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈**
(令和**3年**3月)

フォントの整合

諸法令等の改正

適用基準の追加

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第3章 電源設備</p> <p>第2節 発電設備設置工</p> <p>4-3-2-5 配 管</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(3) 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、天井、床、壁などを貫通する見えがくれ部分には、管座金を取付けるものとする。</p> <p>2. 燃料油系配管</p> <p>(6) 地中埋設鋼管は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」(平成28年改正、総務省告示第146号)第3条に規定する塗覆装または第3条の2に規定するコーティングを行うほか、以下によるものとする。</p> <p>1) コーティングは、厚さが管外面から1.5mm以上、かつ、コーティングの材料が管外面に密着している方法とする。コーティング材料は、JIS G 3469 (ポリエチレン被覆鋼管) 附属書A (規定) 「被覆用ポリエチレン」とする。</p> <p>2) 埋設深さは、一般敷地で0.3m以上、車両道路で0.75m以上、重車両通路では1.0m以上とする。ただし、寒冷地では、凍結深度を考慮する。</p> <p>3) 地中埋設鋼管の分岐及び曲り部には、地中埋設標を設置する。また、埋設標示用アルミまたはビニルなどのテープを埋設する。</p> <p>第3節 無停電電源設備設置工</p> <p>4-3-3-4 蓄電池据付</p> <p>(3) 蓄電池と蓄電池架台 (転倒防止枠を含む) との間には、緩衝材を設けるものとする。</p> <p>ただし、蓄電池底部は除外する。</p> <p>(4) 蓄電池相互の接続及び蓄電池と直流電源装置との接続ケーブルの、蓄電池端子への接続は、弛緩のないように固定する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 電源設備</p> <p>第2節 発電設備設置工</p> <p>4-3-2-5 配 管</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(3) 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、天井、床、壁などを貫通する見え掛かり部分には、管座金を取付けるものとする。</p> <p>2. 燃料油系配管</p> <p>(6) 地中埋設鋼管は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」(令和5年改正、総務省告示第406号)第3条に規定する塗覆装または第3条の2に規定するコーティングを行うほか、以下によるものとする。</p> <p>1) コーティングは、厚さが管外面から1.5mm以上、かつ、コーティングの材料が管外面に密着している方法とする。コーティング材料は、JIS G 3477 (ポリエチレン被覆鋼管) 附属書A (規定) 「ポリエチレン被覆材料」とする。</p> <p>2) 埋設深さは、一般敷地で0.3m以上、車両通路で0.75m以上、重車両通路では1.0m以上とする。ただし、寒冷地では、凍結深度を考慮する。</p> <p>3) 埋設標識シートを埋設するものとし、地中埋設配管の分岐及び曲り部には埋設標を設置する。</p> <p>第3節 無停電電源設備設置工</p> <p>4-3-3-4 蓄電池据付</p> <p>(3) 蓄電池と蓄電池架台 (転倒防止枠を含む) との間には、緩衝材を設けるものとする。</p> <p>ただし、蓄電池底部はこの限りではない。</p> <p>(4) 蓄電池相互の接続及び蓄電池と無停電電源装置との接続ケーブルの蓄電池端子への接続は、弛緩のないように固定する。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>誤記修正</p> <p>諸法令の改正</p> <p>規格改正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>第6節 管理用水力発電設備設置工</p> <p>4-3-6-1 管理用水力発電設備据付</p> <p>(3) ボルト類の締付には白ペイントを塗布して締付、事後の分解・組立が容易となるように施工すること。</p> <p>(11) 分解細密点検時には、水車発電機、各種弁、サーボモータ等を現場または工場にて分解点検するとともに部品手入れを行い、機能の正常なことを確認した後に取付けるものとする。</p> <p>4-3-6-3 配 管</p> <p>3. 圧内管は、途中でフランジ継手以外を使用しないものとする。ただし、外径20mm以下の配管については、くい込み式継手を使用することができる</p>	<p>第6節 管理用水力発電設備設置工</p> <p>4-3-6-1 管理用水力発電設備据付</p> <p>(3) ボルト類の締付後に白ペイントにて合いマークを入れ、締付、事後の分解・組立が容易となるように施工すること。</p> <p>4-3-6-3 配 管</p> <p>3. 圧力管は、途中でフランジ継手以外を使用しないものとする。ただし、外径20mm以下の配管については、くい込み式継手を使用することができる。</p>	<p>誤記修正</p> <p>点検要領は削除 (以下項番繰上)</p> <p>誤記修正</p>
<p style="text-align: center;">第5章 地下駐車場電気設備</p> <p>第8節 自動火災報知設備設置工</p> <p>4-5-8-1 自動火災報知設備設置</p> <p>(1) 自動火災報知設備の設置は、消防法、「消防法施行令第21条自動火災報知設備に関する基準」(平成30年3月改正 政令第69号)、「消防法施行規則第23条自動火災報知設備の感知器等、第24条自動火災報知設備に関する基準の細目、第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準」(平成30年6月改正 総務省令第34号)によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 地下駐車場電気設備</p> <p>第8節 自動火災報知設備設置工</p> <p>4-5-8-1 自動火災報知設備設置</p> <p>(1) 自動火災報知設備の設置は、消防法、「消防法施行令第21条自動火災報知設備に関する基準」(令和4年9月改正 政令第305号)、「消防法施行規則第23条(令和6年1月改正 総務省令第5号)自動火災報知設備の感知器等、第24条自動火災報知設備に関する基準の細目、第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準」によるものとする。</p>	<p>改正日修正</p>
<p style="text-align: center;">第10章 共同溝附帯設備</p> <p>第7節 共同溝監視制御設備設置工</p> <p>4-10-7-7 ガス機器取付</p> <p>(2) ガス検知器</p> <p>③ ガス燃焼機器の廃ガスに触れやすい場所</p>	<p style="text-align: center;">第10章 共同溝附帯設備</p> <p>第7節 共同溝監視制御設備設置工</p> <p>4-10-7-7 ガス機器取付</p> <p>(2) ガス検知器</p> <p>③ ガス燃焼機器の排気ガスに触れやすい場所</p>	<p>誤記修正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																		
<p style="text-align: center;">第5編 通信設備編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 適 用</p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事における、多重無線通信設備、テレメータ設備、放流警報設備、移動体通信設備、衛星通信設備、ヘリコプタ映像伝送設備、電話交換設備、有線通信設備、道路情報表示設備、河川情報表示設備、放流警報表示設備、トンネル防災設備、非常警報設備、ラジオ再放送設備、トンネル無線補助設備、路側通信設備、道路防災設備、施設計測・監視制御設備、通信鉄塔・反射板設備、局舎設備に使用する工種に適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">国土交通省</td> <td style="width: 65%;">電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和5年3月)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年10月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 (平成30年10月)</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第2章 多重無線通信設備</p> <p>第2節 多重無線装置設置工</p> <p>5-2-2-3 乾燥空気充填装置据付</p> <p>1. 乾燥空気充填装置の据付は、以下によるものとする。</p> <p>(5) 装置設置後の試験は、乾燥空気を充填し10時間後圧力低下が10%以</p>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和 5 年3月)		経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年 10 月)		経済産業省	電気設備の技術基準の解釈 (平成30 年10月)		<p style="text-align: center;">第5編 通信設備編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 適 用</p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事における、多重無線通信設備、衛星通信設備、移動体通信設備、テレメータ設備、放流警報設備、ヘリコプタ映像伝送設備、電話交換設備、有線通信設備、道路情報表示設備、河川情報表示設備、放流警報表示設備、トンネル防災設備、非常警報設備、ラジオ再放送設備、トンネル無線補助設備、路側通信設備、道路防災設備、施設計測・監視制御設備、通信鉄塔・反射板設備、局舎設備に使用する工種に適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">国土交通省</td> <td style="width: 65%;">電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和6年3月)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年12月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 (令和5年12月)</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第2章 多重無線通信設備</p> <p>第2節 多重無線装置設置工</p> <p>5-2-2-3 乾燥空気充填装置据付</p> <p>1. 乾燥空気充填装置の据付は、以下によるものとする。</p> <p>(5) 装置設置後の試験は、乾燥空気を充填し10時間後圧力低下が10%以</p>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和 6 年3月)		経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年 12 月)		経済産業省	電気設備の技術基準の解釈 (令和5 年12月)		<p>本編との整合</p> <p>諸法令の改正</p>
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和 5 年3月)																			
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年 10 月)																			
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈 (平成30 年10月)																			
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和 6 年3月)																			
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年 12 月)																			
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈 (令和5 年12月)																			

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>内であることを確認する。</p> <p>第3節 空中線装置設置工</p> <p>5-2-3-1 空中線据付</p> <p>3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組立るものとする。</p> <p>5. 給電線との接続は、気密漏れが生じないよう正確に取付けるものとする。</p> <p>6. 空中線の気密性については、導波管敷設後、乾燥空気充填装置により確認する。</p> <p>7. 給電線は、方向調整、風圧等により接続点に無理な力が加わらないよう、給電線の支持点を考慮する。</p> <p>5-2-3-3 レドーム設置</p> <p>1. レドームの空中線への取付けは、製造者の組立要領に従い、正確に組立るものとする。</p> <p>第4章 移動体通信設備</p> <p>第2節 移動体通信装置設置工</p> <p>5-4-2-3 移動局装置据付</p> <p>移動局装置の据付で、自動車等に車載型移動局装置を取付ける場合には、車両の運行状況、無線機の保守及び運転に、支障のない位置及び方法で取付けるものとする。</p> <p>第3節 空中線設置工</p> <p>5-4-3-1 空中線据付</p> <p>3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組立るものとする。</p>	<p>内であることを確認する。</p> <p>ただし、明らかに乾燥空気の漏れが認められるときは、漏れている場所を特定し、気密が保持されるように処置を施さなければならない。</p> <p>第3節 空中線装置設置工</p> <p>5-2-3-1 空中線据付</p> <p>3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。</p> <p>5. 導波管との接続は、気密漏れが生じないよう正確に取付けるものとする。</p> <p>6. 空中線の気密性については、導波管敷設後、乾燥空気充填装置により確認する。</p> <p>7. 導波管は、方向調整、風圧等により接続点に無理な力が加わらないよう、導波管の支持点を考慮する。</p> <p>5-2-3-3 レドーム設置</p> <p>1. レドームの空中線への取付けは、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。</p> <p>第4章 移動体通信設備</p> <p>第2節 移動体通信装置設置工</p> <p>5-4-2-3 移動局装置据付</p> <p>移動局装置の据付で、自動車等に車載型移動局装置を取付ける場合には、車両の運行状況、無線機の保守及び運用に、支障のない位置及び方法で取付けるものとする。</p> <p>第3節 空中線設置工</p> <p>5-4-3-1 空中線据付</p> <p>3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>対応措置を記述</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第8章 電話交換設備</p> <p>第2節 自動電話交換装置設置工</p> <p>5-8-2-1 自動電話交換装置据付（電子式）</p> <p>3. 直流電源装置及び蓄電池の据付は、第4編第3章第4節 直流電源設備設置工の規定による。</p> <p>第3節 IP電話交換装置設置工</p> <p>5-8-3-1 IP電話交換設備機器据付</p> <p>(1) 構内IP電話交換設備の機器類が相対する面相互間または機器類と壁・柱との間隔は、工事保守上及び運用上支障のない間隔とする。</p> <p>(3) 直流電源装置及び蓄電池の据付は、第4編第3章第4節 直流電源設備設置工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第14章 非常警報設備</p> <p>第2節 非常警報装置設置工</p> <p>5-14-2-11 誘導表示板据付</p> <p>誘導表示板の据付は、車道面または歩道面上1.5mの高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。</p> <p>5-14-2-12 非常電話案内板据付</p> <p>非常電話案内板の据付は、車道面または歩道面上1.5mの高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 電話交換設備</p> <p>第2節 自動電話交換装置設置工</p> <p>5-8-2-1 自動電話交換装置据付（電子式）</p> <p>第3節 IP電話交換装置設置工</p> <p>5-8-3-1 IP電話交換設備機器据付</p> <p>(1) 構内IP電話交換設備の機器類が相対する面相互間または機器類と壁・柱との間隔は、保守上及び運用上支障のない間隔とする。</p> <p style="text-align: center;">第14章 非常警報設備</p> <p>第2節 非常警報装置設置工</p> <p>5-14-2-11 誘導表示板据付</p> <p>誘導表示板の据付は、原則として車道面または歩道面上1.5m程度の高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。</p> <p>5-14-2-12 非常電話案内板据付</p> <p>非常電話案内板の据付は、原則として車道面または歩道面上1.5m程度の高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。</p>	<p>別途記載</p> <p>誤記修正</p> <p>別途記載</p> <p>条文の追加</p> <p>条文の追加</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																		
<p style="text-align: center;">第20章 通信鉄塔・反射板設備</p> <p>第1節 適用</p> <p>1. 本章は、通信鉄塔・反射板設備工事における通信用鉄塔・反射板製作工、通信用鉄塔設置工、反射板設置工、鉄塔基礎工、反射板基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>第3節 通信用鉄塔設置工</p> <p>5-20-3-1 通信用鉄塔架設</p> <p>10. 空中線設備設置は、第5編第2章第3節空中線装置設置工の規定による。</p> <p>第5節 鉄塔基礎工</p> <p>通信鉄塔基礎工は、設計図書によるほか、「通信鉄塔設計要領」、「道路橋示方書・同解説」（日本道路協会、平成24年3月）によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第20章 通信鉄塔・反射板設備</p> <p>第1節 適用</p> <p>1. 本章は、通信鉄塔・反射板設備工事における工場製作工、通信用鉄塔設置工、反射板設置工、鉄塔基礎工、反射板基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>第3節 通信用鉄塔設置工</p> <p>5-20-3-1 通信用鉄塔架設</p> <p>第5節 鉄塔基礎工</p> <p>通信鉄塔基礎工は、設計図書によるほか、「通信鉄塔設計要領」、「道路橋示方書・同解説」（日本道路協会、平成29年11月）によるものとする。</p>	<p>条文整理</p> <p>別途記載</p> <p>改正日修正</p>																		
<p style="text-align: center;">第6編 電子応用設備編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">国土交通省</td> <td style="width: 65%;">電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和5年3月）</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年10月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月）</td> <td></td> </tr> </table>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和5年3月）		経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年10月）		経済産業省	電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月）		<p style="text-align: center;">第6編 電子応用設備編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">国土交通省</td> <td style="width: 65%;">電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和6年3月）</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年12月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈（令和5年12月）</td> <td></td> </tr> </table>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和 6年3月 ）		経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年 12月 ）		経済産業省	電気設備の技術基準の解釈（令和 5年12月 ）		<p>改正日修正</p>
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和5年3月）																			
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年10月）																			
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月）																			
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和 6年3月 ）																			
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年 12月 ）																			
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈（令和 5年12月 ）																			

旧 令和5年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

第2章 各種情報設備

第2章 各種情報設備

第3節 IPネットワーク設備設置工

第3節 IPネットワーク設備設置工

6-2-3-2 IPネットワーク装置調整

6-2-3-2 IPネットワーク装置調整

- 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。
- 単体試験完了後、装置の性能が十分に得られるよう装置調整を行い、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。
- 装置の試験及び調整に先立ち、試験内容を記載した方案書を監督職員に提出し、確認を得たのちに装置の性能が十分に得られるよう実施するものとする。
- 装置の総合調整完了後に現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。

- 装置の調整・試験については、現地試験方案書を事前に提出し、確認を受けるものとする。
- 装置の調整については調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、単体試験完了後、装置の性能が十分に得られるよう総合調整を行うものとする。
- 総合調整完了後に現地試験結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。

条文の整理

電気通信設備工事共通仕様書 付表

電気通信設備工事共通仕様書 付表

日本産業規格 (JIS)

日本産業規格 (JIS)

規格番号	規格名称	最新改定年月日
JIS C 5410-1	高周波同軸コネクタ通則—第1部：品目別通則—一般要求事項及び測定方法	2021/2/22
JIS C 6820	光ファイバ通則	2018/2/20
JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ	2020/3/23
JIS C 8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置—第5-1部：制御回路機器及び開閉素子—第1節：電気機械式制御回路機器	2022/10/20
JIS C 8480	キャビネット形分電盤	2016/1/20
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	2021/4/20
JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	2016/4/20

規格番号	規格名称	最新改定年月日
JIS C 5410-1	高周波同軸コネクタ—第1部：品目別通則—一般要求事項及び測定方法	2021/2/22
JIS C 6820	光ファイバ通則	2023/2/20
JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ	2023/1/20
JIS C 8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置—第5-1部：制御回路機器及び開閉素子—電気機械式制御回路機器	2022/10/20
JIS C 8480	キャビネット形分電盤	2023/12/20
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	2021/4/20
JIS G 3477	ポリエチレン被覆鋼管	2022/12/20

誤記修正
制・改定日確認
以下同様

誤記修正

誤記修正

規格番号変更